囝

## 金曜日 平成22年2月12日

平成22年2月12日 第 3 0 7 3 号

次 目

示 (第273号 - 第282号)

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事 前届出 (漁業管理課) ......1 公共測量の実施 (県土整備総務課) ......1

土地改良法第95条第1項に定める者の換地計画の適否決定

(農村整備課) ......2 第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) ......2

(道路維持課) ......2 道路の区域の変更

道路の供用の開始 (道路維持課) ......2 道路の区域の変更 (道路維持課) ......3

道路の供用の開始 (道路維持課) ......3 十地改良事業の協議の適否決定 (農村整備課) ......3

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ......3

福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福

岡県介護保険広域連合規約の変更 (市町村支援課) ......4 (都市計画課) ......4

福岡県都市計画審議会の開催

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見

募集 (消防防災課) ......4

īF

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (平成22

年2月福岡県告示第213号)中正誤

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (平成22

年 2 月福岡県告示第220号) 中正誤

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知(平成22

年2月福岡県告示第222号)中正誤

示

福岡県告示第273号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項 の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112 条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規 定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平 成22年2月12日から同年2月26日までの間縦覧に供する。

平成22年 2 月12日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏	名	加入区	法第113条第1項の申出を	
住 所	氏	名	M/\C	する漁業協同組合の名称
柳川市七ッ家	梅崎	信幸		
柳川市大字久々原786 - 3	太田	幸吉	久間田	柳川漁業協同組合
柳川市大字七ッ家1509 - 10	髙田	敏征		

福岡県告示第274号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39 条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年 2 月12日

福岡県知事

1 測量の種類

公共測量 (1級基準点測量)

福福

**〒**812−8577 **〒**812−0041

092-092-

務部行政経営企画 西 日 本 新 聞 印

匯苯

#### 2 測量の実施地域及び期間

実	施	地	域		実	施	期	間	
北九州市若松区	響町二	丁目			22年1月2 22年3月3				

#### 福岡県告示第275号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の換地計画を平成22年2月2日付けで適当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年2月12日

福岡県知事 麻生渡

土地改良事業の 事業主体名	縦覧に供する 書類	縦覧期間	縦覧場所
福岡市宮浦土地改良事業	換地計画書の写し	平成22年2月12日から	福岡市西区今宿
共同施行		平成22年3月12日まで	出張所

#### 福岡県告示第276号

都市再開発法 (昭和44年法律第38号) 第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年2月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

JR久留米駅前第一街区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成19年1月から平成23年3月まで

#### 3 施行地区

久留米市中央町1番の全部並びに2番、44-1、44-2及び45-1の各一部並びに 城南町31-2の一部

4 事務所の所在地

久留米市城南町3-12

5 設立認可の年月日

平成18年12月26日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成22年2月2日

#### 福岡県告示第277号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成22年2月12日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類				路線名		路線名 変 更 区 前後別		間	幅 (メート	員 ·ル)	延 (メー	長 トル)
北九州	県	黒山泉線	前	3940番1先か 遠賀郡遠賀町	遠賀郡遠賀町大字鬼津 3940番1先から 遠賀郡遠賀町松の本7丁 目2388番先まで				150.0				
北九州 県 道 広	IA	渡	後	同上			13.6 ~ 19.6		150.0				

#### 福岡県告示第278号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年2月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成22年2月12日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京築	日出野維田	築上郡築上町大字奈古1028番先から 築上郡築上町大字奈古945番 1 先まで

#### 福岡県告示第279号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月12日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道距種	各の類	路線名		変 更 前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京築	県	道	中,	畑線	前	豊前市大字川 先から 豊前市大字川戸 まで		8.6 ~ 25.2	1,722.6
			八	<b>座</b>	後	同上		8.6 ~ 25.2	1,722.6

#### 福岡県告示第280号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年2月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成22年 2 月12日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京築	中畑線八屋	豊前市大字川内960番 2 先から 豊前市大字川内1458番先まで

#### 福岡県告示第281号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成22年1月26日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年2月12日

福岡県知事 麻生渡

市町村名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
北九州市	農道整備事業	土地改良事業計画	平成22年 2 月12日から	北九州市役
	(払川地区)	書の写し	平成22年 3 月12日まで	所

#### 福岡県告示第282号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成22年 2 月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
  - 大牟田市大字久福木字今町166 1及び166 5から166 15まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市笹林町二丁目4番地11

株式会社 青葉開発 代表取締役 吉川 弘之

### 公

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県介護 保険広域連合から申請のあった福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の 減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、平成22年1月25日付けで許可し たので、同条第5項の規定により公表する。

平成22年2月12日

福岡県知事 麻 生 渡

**公告** 

第209回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成22年2月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成22年2月22日 午後2時

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13-50

福岡県吉塚合同庁舎 特6会議室

- 3 予定議案
- (1) 筑後都市計画及び瀬高都市計画公園の変更(福岡県決定)について
- (2) 宗像準都市計画区域の指定(福岡県指定)について
- (3) 糸田準都市計画区域の変更(福岡県指定)について
- (4) 宗像準都市計画区域の指定に伴う同区域内の用途地域の指定のない区域内の建築 物に係る容積率、建ペハ率及び建築物の各部分の高さ制限を定める数値の決定につ いて
- 4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を 交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の 場合は抽選となることがある。

#### 報 雑

福岡県国民保護協議会公告

福岡県国民保護計画変更案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱( 平成12年2月29日11行改推第92号)第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集 を行いますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提 出してください。

平成22年2月12日

福岡県国民保護協議会会長 麻 生 渡

- 1 意見募集の対象となる事案 福岡県国民保護計画変更案
- 2 事案の要旨

第1編 総論

第1章 県の青務、計画の位置づけ、構成等

- 1 県の青務及び県国民保護計画の位置づけ
- 2 県国民保護計画の構成
- 3 用語の意義
- 4 県国民保護計画の見直し、変更手続
- 5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

第2章 国民保護措置に関する基本方針

- 1 国民に対する情報提供
- 2 関係機関相互の連携協力の確保
- 3 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保
- 4 基本的人権の尊重
- 5 国民の権利利益の迅速な救済
- 6 国民の協力
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

- 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第4章 県の地理的、社会的特徴
- 第5章 県国民保護計画が対象とする事態
  - 1 武力攻擊事態
  - 2 緊急対処事態
- 第2編 平素からの備えや予防
  - 第1章 組織・体制の整備等
    - 第1 県における組織・体制の整備
      - 1 県の各部局における平素の業務
      - 2 県職員の参集基準等
      - 3 国民の権利利益の救済に係る手続等
      - 4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等
    - 第2 関係機関との連携体制の整備
      - 1 基本的考え方
      - 2 国の機関との連携
      - 3 他の都道府県との連携
      - 4 市町村との連携
      - 5 指定都市との連携 (連絡組織の設置)
      - 6 指定公共機関等との連携
      - 7 自主防災組織等に対する支援
    - 第3 通信の確保
    - 第4 情報収集・提供等の体制整備
      - 1 基本的考え方
      - 2 警報等の通知に必要な準備
      - 3 市町村における警報の伝達に必要な準備等
      - 4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
      - 5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
      - 6 被災情報の収集・報告に必要な準備
      - 7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

- 第5 研修及び訓練
  - 1 研修
- 2 訓練
- 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え
  - 1 避難に関する基本的事項
  - 2 救援に関する基本的事項
  - 3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等
  - 4 交通の確保に関する体制等の整備
  - 5 避難施設の指定
  - 6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え
- 第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
  - 第1 生活関連等施設の把握等
    - 1 生活関連等施設の把握
    - 2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等
    - 3 市町村における平素からの備え
  - 第2 県が管理する公共施設等における警戒
  - 第3 武力攻撃原子力災害等に備えた体制整備
- 第4章 物資及び資材の備蓄、整備
  - 1 基本的考え方
  - 2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備
  - 3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等
  - 4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備
  - 5 市町村及び指定地方公共機関が管理するライフライン施設の代替性の確保
- 第5章 国民保護に関する啓発
  - 1 国民保護措置に関する啓発
  - 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発
  - 3 市町村における国民保護に関する啓発
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
  - 第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

- 1 国民保護対策準備室(仮称)の設置及び初動措置
- 2 国民保護対策本部に移行する場合の調整
- 3 当初事故災害等と判断して対応した場合の調整
- 4 国民保護対策準備室(仮称)設置時における県の業務等
- 5 市町村における初動体制の迅速な確立及び初動措置

#### 第2章 県対策本部の設置等

- 1 県対策本部の設置
- 2 通信の確保
- 3 県対策本部設置時における県対策本部及び県の業務等

#### 第3章 関係機関相互の連携

- 1 国対策本部との連携
- 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請
- 3 自衛隊の部隊等の派遣要請等
- 4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託
- 5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請
- 6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
- 7 県の行う応援等
- 8 自主防災組織等に対する支援等
- 9 住民への協力要請

#### 第4章 警報及び避難の指示等

- 第1 警報の通知及び伝達
  - 1 警報の通知等
  - 2 市町村長の警報伝達の基準
  - 3 緊急通報の発令
- 第2 避難の指示等
  - 1 避難措置の指示
  - 2 避難の指示
  - 3 避難の方法の基本的考え方
  - 4 大都市における住民の避難等

- 5 各事態での避難の指示の考え方
- 6 県による避難住民の誘導の支援等
- 7 避難実施要領
- 8 病院等の施設の管理者の責務
- 9 被災地等における安全確保等

#### 第5章 救援

- 1 救援の実施
- 2 関係機関との連携・協力
- 3 救援の内容
- 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
- 5 救援の際の物資の売渡し要請等

#### 第6章 安否情報の収集・提供

- 1 安否情報の収集
- 2 総務大臣に対する報告
- 3 安否情報の照会に対する回答
- 4 日本赤十字社に対する協力
- 5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

#### 第7章 武力攻撃災害への対処

- 第1 生活関連等施設の安全確保等
  - 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方
  - 2 武力攻撃災害の兆候の通報
  - 3 生活関連等施設の安全確保
  - 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除
  - 5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止
- 第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等
  - 1 武力攻撃原子力災害への対処
  - 2 NBC攻撃による災害への対処
- 第3 応急措置等
  - 1 退避の指示

- 2 事前措置等の指示
- 3 警戒区域の設定
- 4 応急公用負担等
- 5 消防に関する措置等
- 第8章 被災情報の収集及び報告並びに情報提供
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
  - 1 保健衛生の確保
  - 2 廃棄物の処理
  - 3 文化財の保護
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
  - 1 生活関連物資等の価格安定
  - 2 避難住民等の生活安定等
  - 3 生活基盤等の確保
- 第11章 交通規制
- 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理
- 第4編 復旧等
  - 第1章 応急の復旧
    - 1 基本的考え方
    - 2 ライフライン施設の応急の復旧
    - 3 輸送路の確保に関する応急の復旧等
  - 第2章 武力攻撃災害の復旧
  - 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等
    - 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求
    - 2 損失補償、実費弁償及び損害補償
    - 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん
    - 4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等
- 第5編 緊急対処事態への対処
  - 1 緊急対処事態
  - 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

#### 対応事例編

- 1 弾道ミサイル攻撃への対応事例
- 2 列車等の爆破への対応事例

#### 資料編

3 事案の閲覧場所等

福岡県国民保護計画変更案の内容については、次の場所等で閲覧できます。

- (1) 県民情報センター (福岡市博多区東公園 7 7 福岡県庁内)
- (2) 北九州県民情報コーナー (北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内)
- (3) 筑後県民情報コーナー (久留米市合川町1642 1 久留米総合庁舎内)
- (4) 筑豊県民情報コーナー (飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内)
- (5) 京築県民情報コーナー (行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内)
- (6) 「福岡県の国民保護」のホームページ (福岡県消防防災課のホームページ内) (http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kokuminhogo/toppage.htm)
- 4 意見書の提出期間

平成22年2月12日(金)から平成22年2月25日(木)まで(必着)

5 意見書の提出方法

別紙意見書に記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出のこと。

6 意見書の提出先

福岡県総務部消防防災課

(住所) 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

(ファクシミリ) 092-643-3117

(電子メール) shobo@pref.fukuoka.lg.jp

(問い合わせ) 092-643-3123

3 1

第307

	2
ш	1
-31	2
44	-
=	٦
எ	÷
ᄟ	ď

### 卌 民 幯

一种(种	名)	ш			
住所(所在地)	氏名(法人名)	頂	<b>高</b>	田田	無 考

# 記入上の注意

- 「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」 意見は、できる限り1項目1枚とし、 欄に記載してください。
- 意見は、日本語で記載してください。
- 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び 名称を「備考」欄に記載してください。 3 2
  - この様式を添付ファイル(一太郎形式又は Word 形式)で送 電子メールで提出する場合は、 信してください。 4

田

掣

īE	=====================================
ᄕ	祆

344年日日	公報	1 <del>1</del> *5	同上	ページ	ħ	闌	4=			÷n
発行年月日	番号	種類	番号	\\\-9	上	下	行	1佣 15	TE	誤
22 · 2 · 3	3069	告示	213	4			11		八女市役所	矢部村役場
			220	6			7		農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置い て縦覧に供する。	農林水産部森林保全課並びに八女市役所及び 黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。
			222	6			10		八女市役所	星野村役場